

ご応募の際によくある質問と回答(文化財)

●文化財修復事業助成について

1 助成対象について

	質 問	回 答
1	助成の対象となる文化財はどんなものですか？	応募要領2.助成の概要 ①助成の対象 記載の通り、文化財法第二条第1項に規定される有形文化財のうち建造物を除く文化財(美術工芸品)です。日本国内に所在する、屋内展示可能なものに限ります。なお、国宝、国指定の重要文化財は対象外となります。
2	都道府県、市町村等から文化財の指定を受けていませんが、応募できますか？	都道府県、市町村等から文化財の指定を受けている、いないに拘わらず、応募は可能です。
3	神輿や山車、太鼓など祭礼等で使用するものの修復も助成の対象となりますか？	使用を前提としており、損傷する可能性が高い「消耗品」と見做されるので、助成の対象にはなりません。
4	文化財の修復に関連した目録作り(データベース構築)、レプリカの作成は助成の対象となりますか？	どちらも対象となりません。

2 応募者の資格について

5	文化財を保有しています。応募できますか？	応募要領2. 助成の概要 ②応募資格をご覧下さい。 なお、宗教法人等が所有する場合は法人代表役員名で申請して下さい。
6	市町村や地区の自治会等の所有する文化財の場合は誰が応募者となりますか？	市町村の長や自治会の会長等、代表者の方に申請者となって頂きます。
7	公開を予定していない文化財を所蔵しています。修復費用について助成を応募することはできますか？	応募要領2.助成の概要 ②応募資格 に記載の通り「私的鑑賞を目的に文化財を所有または管理する法人及び個人」に該当する場合には応募することはできません。助成する対象物の公開を前提としています。

3 応募金額について

8	応募金額に上限はありますか？	応募金額は500万円を上限とします。 なお、今年度の助成金額総額を採択件数の目処で割ると、1件平均 200 万円程度となります。選考にあたっては修復における資金計画等を考慮し、応募金額の妥当性を判断します。
9	県や市町村の補助金と合わせて使用することはできますか？	補助金との併用は構いません。応募金額は、補助金でカバーされない所有者負担となる金額のうち、財団からの助成が必要な金額として下さい。
10	複数年事業の場合、応募金額はどうすればいいですか？	事情によっては複数年使用を認めることがあります。その場合、複数年分助成申請を一括査定しますので、その修復に係る費用の必要総額をご記入下さい。なお、助成金は各年に分けて使用することになります。

4 その他の応募内容について

11	複数の文化財について、同時に複数案件の申請ができますか？	修復する文化財は複数でも構いませんが、関連性があり、同じ修復案件とみられるものに限りです。複数案件を一つに纏めた応募、また、複数の応募はできませんのでご注意ください。文化財の重要度、修復の緊急度等を勘案頂き、優先順位の高い案件から申請して下さい。
12	修復作業を「助成決定年の翌年4月～その次の年の9月」で実施することは可能ですか？	助成期間は、原則として助成が決定された年の10月～翌年9月(1年間)となりますが、開始月を半年程度であれば遅らせることは可能です。また、修復の内容等によっては、1年半から2年程度の期間を認める場合もあります。
13	修復事業完了後の公開は必要ですか？ また、公開に際して、助成を受けて実施したことの公表は必要ですか？	修復された文化財は文化財保護法の趣旨に則り、公開等の文化的な活用を前提としています。なお、公開に際しては「三菱財団の助成を受けて修復事業を実施した」との趣旨の掲示をお願いします。
14	選考方法で書かれている「社会的意義等を勘案」とはどういうことですか？	選考にあたっては、その文化財の修復により価値の維持・向上が見込まれるかを主たる採択基準とし、文化財としての重要度、修復の緊急度、修復計画の妥当性、助成の必要性などが勘案されますが、併せて、その修復が、「地方創生」、「国際交流」進展、「学術振興」、文化財修復に係る「技術の維持・伝承や人材の育成」等への貢献による社会的意義が見込まれるものについては、それも勘案することになります。
15	修復費用の見積もりは必須ですか？	必ず文化財修復業者の見積もりを提出して頂きます。応募時点では正式見積もりまでは不要としますが、助成決定後、業者の正式見積もりを取って頂きます。文化財としての価値を失わないような修復が必要ですので、文化財の修復実績のある信頼できる修復業者に見積もりをお願いして下さい。

5 応募手続きについて

16	申込書は両面印刷でも良いですか？	片面印刷をお願いします。
17	申込書の記入欄が狭くて書ききれない場合、枠を拡げて書いても良いですか？	助成申込書(助成申込内容)のフォームを大幅に崩すことがなければ、各欄の縦幅は多少調整していただいて結構です。(記入のない欄の削除や、追加等はしないで下さい。)
18	助成申込内容の画像のページにはどのような画像を張れば良いのでしょうか？また、このページの中に収まらなくてははいけませんか？	画像については、立体であれば正面、側面、背面等全体が分かるような画像及び修復の必要ある箇所を拡大画像を、平面の物であれば全体及び部分(修復の必要ある箇所)の拡大画像を貼して下さい。1ページ内に収まらない場合、数ページにわたっても構いません。(極力カラー画像として下さい。)
19	マイページ登録をしたが、返信メールが来ません。	登録されたメールアドレスをご確認下さい。 所属先等で受取メールにブロックをかけている場合もあります。 ヨシダ印刷サポート担当(TEL: 03-3626-1307、 E-Mail: mitsubishi-zaidan@yoshida-p.co.jp)までご照会下さい。
20	マイページのログインができません。	メール受信したIDとパスワードをご確認の上、再度打ち直してみてください。
21	「基本情報Web入力完了」後に、助成申込書PDFに修正を入れたい箇所を見つけたのですが、Webシステムの修正ができません。	財団事務局まで、ご連絡下さい。
22	申込受付期間を過ぎてから不備書類のお知らせメールを受け取りましたが、どうすれば良いでしょうか？	至急ご連絡した不備書類を追送して下さい。
23	応募要領に申込書は「送付」とありますが、持参しても良いですか？	持参は認めておりません。